

私道整備事業助成金交付規程の所有者同意に関する要件の緩和等について

制度概要と改定趣旨

○私道整備事業助成金：日常生活に欠くことができない私道の舗装・側溝整備等を支援し、安全で快適な生活環境整備を促進する制度です。

○改定趣旨1：これまでは私道所有者全員の承諾が必要でしたが、令和5年4月に施行された民法改正に伴い緩和し、軽微な変更であるアスファルト舗装を行うなどの行為が共有者の持分の過半数の承諾で可能となります。（改正対象：共同所有型私道）

○改定趣旨2：これまでは私道所有者全員の承諾、隣接地所有者、隣接地家屋の所有者及び隣接地家屋の居住者の同意が必要でしたが、要件を緩和し隣接地家屋の所有者及び隣接地家屋の居住者の同意は不要となります。

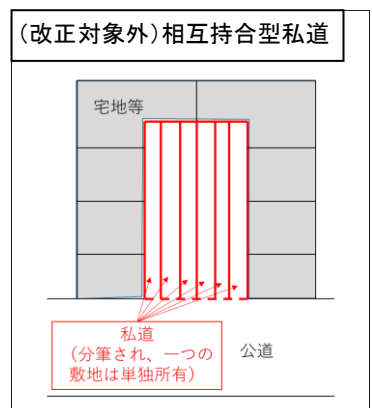
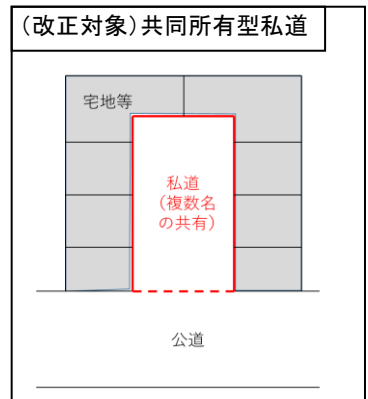
○改定趣旨3：申請書、権利者の承諾書、隣接地所有者の同意書、委任状の押印を廃止しました。

民法改正の内容（波線部分が改正により追記）

第252条第1項 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く）を加えることができない。

【改正内容】

管 理	変 更	
各共有者の持分に従い、過半数で決する	共有者全員の承諾が必要	
R5.4.1 民法改正		
管 理（広義）	変 更	
管理（狭義）	変更（軽微）	（軽微以外）
各共有者の持分に従い、過半数で決する	共有者全員の承諾が必要	
具体例	助成対象	
剪定、除草 賃貸借契約等	舗装工事 側溝再設置等	側溝新設等



問い合わせ先

久留米市 都市建設部 路政課（市庁舎10階）

電話：0942-30-9076 FAX：0942-30-9712

（田主丸町、北野町、城島町、三潯町は各総合支所環境建設課が窓口です。）